

## 南海トラフ地震臨時情報への対応について

令和元年 7 月  
防災対策部

### 1 概要

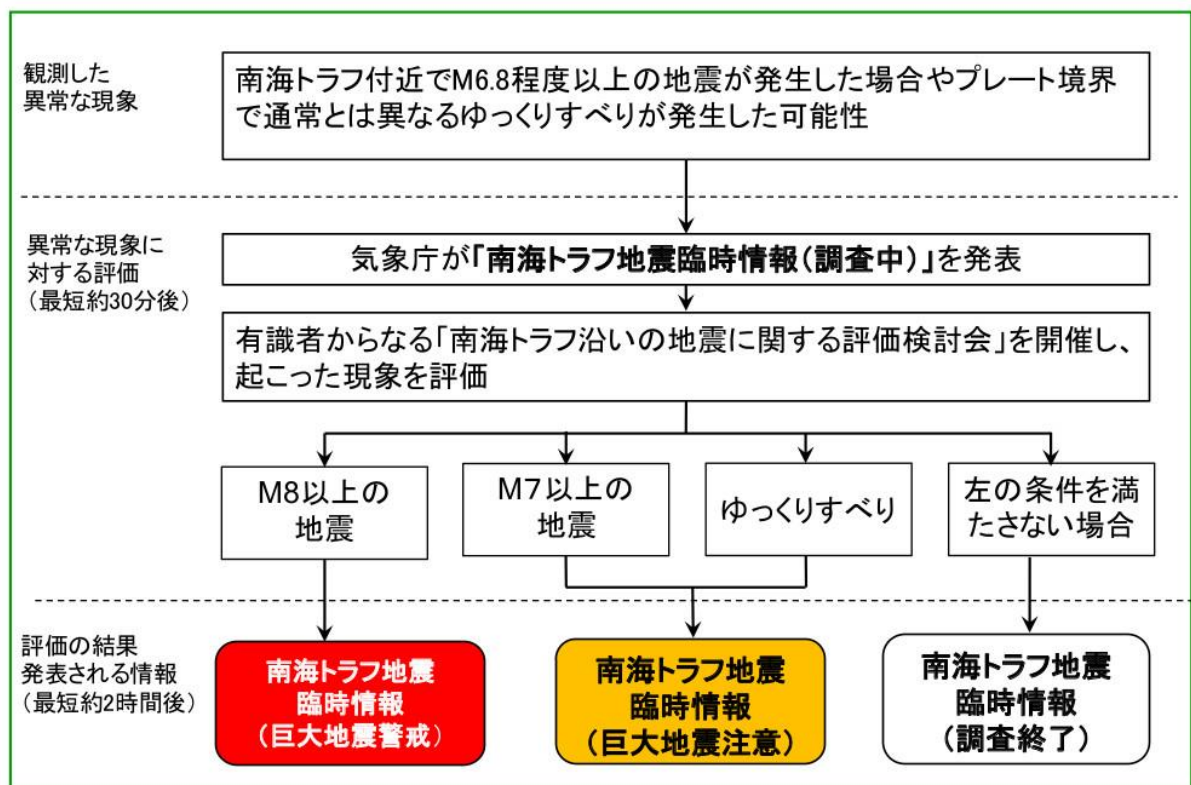
国の「南海トラフ地震推進基本計画」（以下、「基本計画」という）が令和元年 5 月 31 日に修正され、これを受け、気象庁では南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）の運用が開始されました。

基本計画では、県、市町が作成している南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画に対して、臨時情報が発表された場合の新たな災害応急対応や住民の避難行動を促進する対策を盛り込むことが示され、県、市町においては、これに応じて、各種対策を講じる必要があります。

### 2 南海トラフ地震臨時情報の運用について

臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード（以下、「M」という。）6.8 程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が臨時情報（調査中）を発表します。国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下、「評価検討会」という。）の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。（下図参照）

#### 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



### 3 臨時情報が発表された場合の各主体の対応について

#### (1) 県の対応

県内では、全市町が南海トラフ地震の防災対応を推進する必要がある地域に指定されており、そのうち、事前避難が必要となる地域は、海岸沿いの市町に存在することになると考えられます。

県では、臨時情報（調査中）が発表された場合や県内で大きな災害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、人命救助等に向けて対策を講じることとなりますが、被災地から離れており、県内で大きな災害が発生していなかった場合でも、後発地震発生の可能性を見越して、「南海トラフ地震準備体制」を取り、関係機関との情報共有、初動対応や緊急部長会議の開催、県民への呼びかけのほか、状況に応じて他自治体への支援等を実施します。

また、国の評価検討会の結果に伴い発表される臨時情報の種別により、それに合わせた対策を講じることとします。

#### (2) 市町の対応

市町においても、市町内で災害が発生した場合の対応はもとより、災害が発生していなかった場合でも、臨時情報の種別により、県と同様に、状況に応じた災害対応を行う必要があります。

#### (3) 住民等の対応

気象庁から臨時情報（調査中）が発表された場合で、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある県内では、次の臨時情報が発表された際、最初の地震から1週間、臨時情報の種別に応じて、住民等は次のような対応が必要です。

##### ①巨大地震注意（ゆっくりすべり）の場合

日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を行います。

##### ②巨大地震注意（M7以上M8未満の地震）

①の対応に加えて、必要に応じて自主的に避難をします。

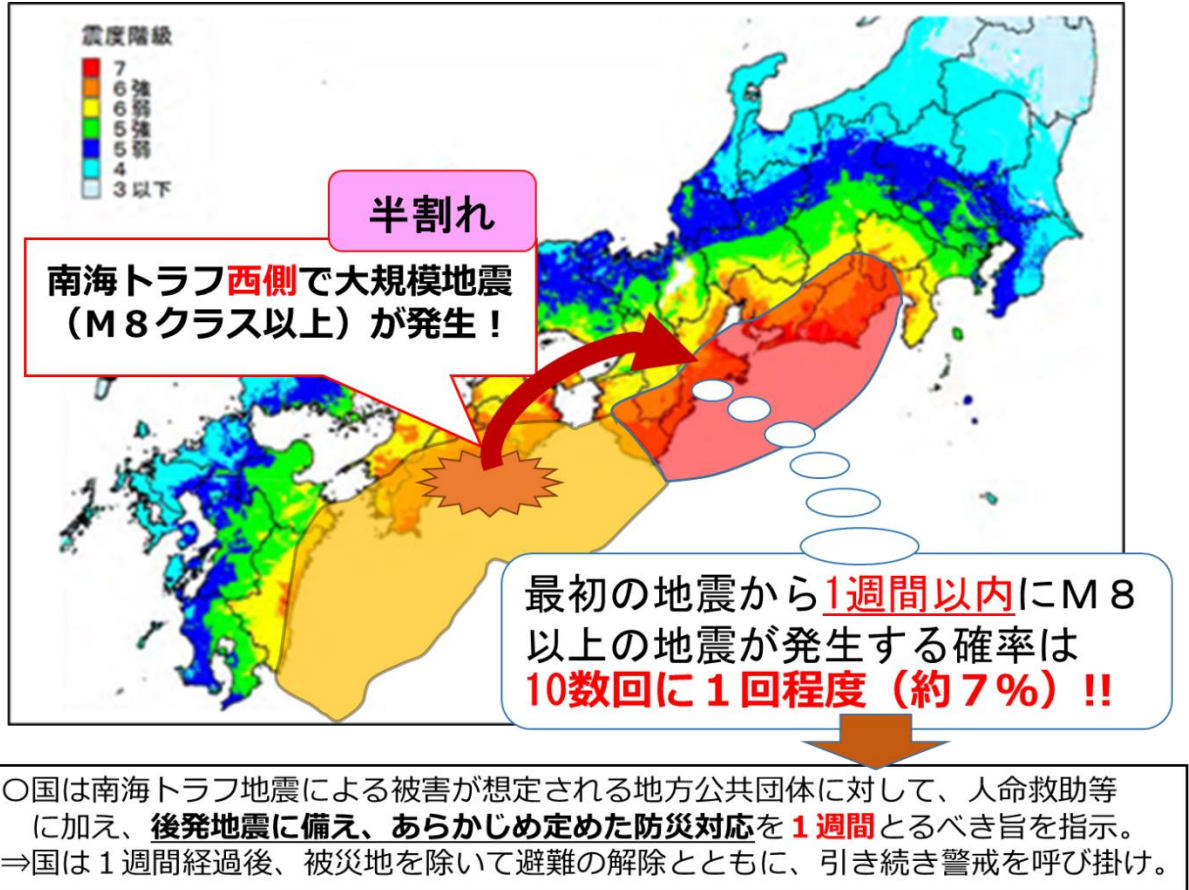
##### ③巨大地震警戒（M8以上の地震）

①、②の対応に加えて、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難します。

また、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難するほか、地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難を行います。

## 【後発地震に備えた防災対応のイメージ】

最初の地震の発生が南海トラフ西側・M8以上であった場合、東側は後発地震に備えることとなる。



### 4 臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて事前に必要となる各主体の対応について (1) 市町の対応

臨時情報（巨大地震警戒）が発表されると、国は市町等に対し、1週間とるべき対応について指示を行います。後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市町があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）では、住民の避難に備えて、市町は事前に以下の対策等を講じておく必要があります。

- ①避難対象者及び事前避難対象地域の設定
- ②避難所の受け入れ人数の把握
- ③避難所候補リストの作成、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応
- ④避難所への移動方法の検討、避難経路の検討
- ⑤避難所の運営体制や運営する際の役割の検討
- ⑥上記内容について、南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画へ反映

(注) 事前避難対象地域のない市町においても、後発の地震に備え、明らかにリス

クが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取る必要があり、状況に合わせて対策を講じ、南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画に反映する必要があります。

## (2) 企業等の対応

事前避難対象地域内の企業等では、臨時情報(巨大地震警戒)の発表に備えて、個々の状況に応じて、事前に次の対応が必要と考えます。

### ①防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- ・市町が指定する事前避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、企業活動への影響を想定

### ②地震への備えの再確認等

- ・安否確認手段の確認・周知

### ③施設及び設備等の点検

- ・地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に稼働しないといけない設備等の点検

### ④従業員等の安全確保

- ・事前避難対象地域内に位置する企業等における明らかに生命に危険が及ぶ活動等についての危険回避措置

### ⑤個々の状況に応じて実施すべき措置

- ・輸送ルート変更等の地震に備えて普段以上に警戒する措置
- ・避難先への必要な物資の提供等の地域貢献活動

### ⑥企業等の防災に関する計画等への反映

## (3) 病院・福祉施設、学校、幼稚園等の対応

事前避難対象地域内の病院や福祉施設等では、個々の状況に応じて、患者等の安全のため、病院等外での生活が可能な入院患者等の引き渡しや、入院患者の転院等の準備について検討が必要と考えられます。また、事前避難対象地域内の学校等では、個々の状況に応じ、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応の検討が必要と考えられます。また、各施設における防災計画への反映なども必要と考えます。

## 5 今後の県(防災対策部)の対応について

### (1) 市町への支援

本年4月に県内9か所で市町を対象とした説明会を開催するとともに、5月には県内全市町を対象として、「防災施策に関する研究会」を開催し、情報共有、情報交換を図りました。

今後も定期的に研究会を開催し、市町における課題の可視化やニーズの共有化を図りながら、市町における計画策定等の支援を進めるほか、事前避難対象地域以外においても、地震の発生に備えて、土砂災害に対する自主避難、関係機関との連携などが必要となるため、研究会等で対策を検討していきます。

また、市町のニーズに応じて、地域の関係機関への周知のほか、市町間の広域的な調整（避難所の広域的確保等）などを進めていきます。

## （２）県地域防災計画の修正

市町の取組等をふまえ、臨時情報が出された際に速やかに対応できるよう、本県の地域防災計画の修正、それにあわせた訓練の実施等の防災対応に取り組むこととしています。

## （３）住民等への周知・啓発

南海トラフ地震臨時情報に関する概要を「広報みえ」７月号に、「南海トラフ地震に関する重要なお知らせ」として掲載するほか、ホームページ等での情報提供に努めます。また、市町と連携して、事前避難対象地域や避難所等が定まった段階で、県広報誌やホームページ等でさらに詳細な情報提供を行います。

さらに、今年開催の、伊勢湾台風 60 年や昭和東南海地震 75 年の関連イベント等の機会をとらえて、関係機関と連携して普及啓発に努めていきます。

このほか、市町に対しても、広報誌等での住民への普及啓発をはじめ、住民参画のワークショップの開催や訓練を通じた備蓄の促進や避難の重要性についての周知を働きかけます。

## 6 今後の県各部署の対応（依頼）について

上記４の（２）及び（３）にあるように、事前避難対象地域に存在する企業や病院・福祉施設、学校、幼稚園等においては、個々の状況に応じて、事前の対策を講じておく必要が生じます。

これについては、県内市町からは、新たな防災対応を関係機関等に求めることとなるため、「県としても、関係機関等への普及啓発や防災取組の必要性を周知してほしい」との要望がありました。

このため、今後、各部署においては、関係機関等への普及啓発や防災取組の必要性の周知について、ご協力をいただくとともに、各部署における防災対応の延長線上で、事前対策を防災対応に組み込んでいただきますようお願いいたします。

なお、別途、各部署に対して、具体的な取組内容について照会をさせていただき、取りまとめ結果を市町へ説明する予定ですので、あわせてご協力ください。

### 例）各部署における啓発や防災取組の必要性の周知の例

- ①県内企業への南海トラフ地震臨時情報の普及啓発（従業員への啓発を含む）
- ②県内企業におけるBCP策定（修正）の必要性の周知や策定支援
- ③医療機関、福祉施設等への南海トラフ地震臨時情報の普及啓発（従事者や利用者への啓発を含む）
- ④医療機関、福祉施設等における防災対応の必要性の周知（転院やサービス継続に関する必要性の周知を含む）
- ⑤学校等への南海トラフ地震臨時情報の普及啓発（保護者等への啓発を含む）
- ⑥学校での防災対応の必要性の周知（休校措置の必要性の周知を含む）等

## 7 今後のスケジュール（予定）

- (1) 7月初旬 市町アンケートの取りまとめ（進捗状況等）
- (2) 7月中旬 関係部局の取組状況のとりまとめ
- (3) 7月19日 「防災施策に関する研究会」（市町担当者との研究会）開催
  - ・意見交換と具体的なスケジュール確認 等
- (4) 9月 「防災施策に関する研究会」開催
  - ・市町における取組事例の紹介、情報共有 等
- (5) 9月 防災対策会議・防災対策会議幹事会で検討
- (6) 10月 県議会防災県土企業常任委員会で説明
- (7) 11月 防災・減災対策検討会議（有識者会議）で議論
- (8) 11月 防災対策会議・防災対策会議幹事会で検討
- (9) 12月 県議会防災県土企業常任委員会で説明
- (10) 12月 「防災施策に関する研究会」開催
  - ・市町の取組（地域の計画修正等を含む）の情報共有 等
- (11) 令和2年
  - 1月 防災・減災対策検討会議（有識者会議）で議論
- (12) 2月 防災対策会議・防災対策会議幹事会で検討
- (13) 3月 県議会防災県土企業常任委員会で説明
- (14) 3月 県防災会議で審議
  - ・県地域防災計画に「南海トラフ地震臨時情報への対応」を反映
- (15) 3月までに 市町の地域防災計画における避難計画等の反映